

特別養護老人ホーム やすらぎの里 利用料金目安

平成30年4月

◆ 1日あたりの利用料金

費用内訳	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	565 円	634 円	705 円	774 円	841 円
主な加算料金	120 円	126 円	132 円	138 円	143 円
食費/日	1,380 円				
居住費/日	840 円				
日用品費	110 円				
利用料金合計 (1割負担)	3,015 円	3,090 円	3,167 円	3,241 円	3,314 円

◆ 1月あたりの利用料金 (31日計算)

利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	30,543 円	32,858 円	35,241 円	37,556 円	39,803 円
第2段階	44,803 円	47,118 円	49,501 円	51,816 円	54,063 円
第3段階	52,863 円	55,178 円	57,561 円	59,876 円	62,123 円
第4段階	90,063 円	92,378 円	94,761 円	97,076 円	99,323 円

◆ 2割負担利用料金 (31日計算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	111,306 円	115,936 円	120,702 円	125,331 円	129,825 円

※上記利用金は、1日あたり及び1月あたりの目安を示したものです。

※加算料金は、利用者さんの状況及び、施設の体制等により変更となる場合があります。

※所得により、介護保険自己負担が2割となる場合があります。

※上記以外にかかる費用として、日常生活に要する費用で、利用者さんに負担いただくことが適当であるものに係る費用の実費相当額（理美容代・レクリエーション費用・医療費等）などがあります。

利用者負担段階	対象となる人 (適用要件)	
第1段階	市民税世帯非課税	老齢福祉年金受給者
第2段階		合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下
第3段階		合計所得金額と年金収入の合計が80万円超
第4段階	市民税世帯課税世帯	

※世帯分離していても、配偶者が市民税課税の場合は対象外となります。

※預貯金等が単身世帯で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合は対象外となります。

◆社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

●下記の要件を満たす方は、住所地の市町へ申請することによって、上記の介護保険適用費用（1割負担額）の合計額から25%、「食費」「居住費」の合計額から25%それぞれ減額されます。

①市民税世帯非課税である者

②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

★1か月あたりの料金（31日計算、1割負担）

利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	22,907 円	24,643 円	26,431 円	28,167 円	29,852 円
第2段階	33,602 円	35,338 円	37,126 円	38,862 円	40,547 円
第3段階	39,647 円	41,384 円	43,171 円	44,907 円	46,592 円
第4段階	84,752 円	91,697 円	88,276 円	90,012 円	91,697 円